

「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものです。

	規制区域別の許可が必要となる行為		イメージ図
	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	
土地の形質の変更（宅地造成・特定盛土等）	① 盛土で、当該盛土の土地の高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で、当該盛土の土地の高さが2m超【1m超】の崖を生ずるもの	
	② 切土で、当該切土の土地で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で、当該切土の土地で高さが5m超【2m超】の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが5m超【2m超】の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で、高さが2m超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で、高さが5m超【2m超】となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が500m ² 超となるもの（①～④を除く） ※高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないものを除く	⑤ 盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が3,000m ² 超【500m ² 超】となるもの（①～④を除く） 【図1-3-2参照】	
一時的な土石堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m ² 超となる土石の堆積 ※当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないものを除く	① 最大時に堆積する高さが5m超【2m超】かつ面積が1,500m ² 超【300m ² 超】となる土石の堆積	
	② ①に該当しないもので、最大時に堆積する面積が500m ² 超となる土石の堆積 ※高さが2m以下で、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えないものを除く	② ①に該当しないもので、最大時に堆積する面積が3,000m ² 超【500m ² 超】となる土石の堆積	

・【 】内の数値は、特定盛土等規制区域における届出の規模要件（「1-4届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未満）」を参照）

・表中、（※）書きは、省令第8条9号、10号口に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。詳細は許可申請等の手引きをご参照下さい。